

日本 ALS 協会香川県支部規約（案）

運②-3
H28. 5. 29

（名称）

第一条 本会の名称は、日本 ALS 協会香川県支部（以下「本会」という）と称する。

（事務局）

第二条 本会の事務を処理するために、事務局を置く。

（目的）

第三条 本会は、筋萎縮性側索硬化症（以下「ALS」という）患者・家族相互の親交を深め、療養環境等を整えることによって、患者・家族一人ひとりの QOL（生活の質）を高めるとともに、ALS に関する理解・啓発を図ることを目的とする。

（事業）

第四条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業（活動）を行う。

1. ALS 患者・家族等の交流
2. ALS に関する理解・啓発
3. 関係機関との連携による療養環境等の整備
4. ALS 患者・家族に対する医療、福祉、保健等に関する療養相談
5. その他、目的を達成するために必要な事業

（会員）

第五条 本会の会員は、本会の目的に賛同する香川県に居住、または勤務する患者・家族・支援者等をもって構成し、日本 ALS 協会の正会員、賛助会員、特別会員とする。

第六条 本会に次の役員を置く。

運営委員 5 名以上 10 名以内

監事 1 名

2. 運営委員のうち、支部長 1 名、副支部長 2 名、事務局長 1 名、会計 1 名とする。

（役員を選出）

第七条 役員は、正会員の中から支部総会において選出する。

運営委員は互選により、支部長、副支部長、事務局長、会計を選出する。

2. 支部長は、ALS 患者、家族から選出する。

（役員の職務）

第八条 役員の職務は、以下のとおりとする。

2. 支部長は、本会を代表し、その会務を統括する。
3. 副支部長は、支部長を補佐し、必要によりその職務を代行する。
4. 事務局長は、本会の運営のための事務を行う。
5. 運営委員は、運営委員会の議決に基づき業務を執行する。
6. 会計は、本会の経理を行う。
7. 監事は、本会の経理と運営委員の業務執行状況を監査する。不正の事実を発見したときは、これを支部総会並びに日本 ALS 協会理事会に報告する。

（役員任期）

第九条 役員任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

(顧問)

第十条 本会に顧問を若干名置くことができる。

2. 顧問は運営委員会の決定に基づき支部長が委嘱する。
3. 顧問は本会の求めに応じて必要な助言をすることができる。

(運営委員会)

第十一条 運営委員会は、活動方針、内容等を企画・立案し、業務を遂行する。

2. 運営委員会は、運営委員をもって構成する。
3. 運営委員会は、支部長が招集し、過半数の役員の出席をもって成立する。
ただし、緊急時は三役の議を得て決議し、後に運営委員会の承認を得る。
4. 監事は運営委員会に出席して、意見を述べることができる。
5. 支部長は、運営委員会に顧問を出席させることができる。

(総会)

第十二条 総会は、本会の最高議決機関であり、年1回定期総会を支部長が招集する。総会では事業計画の決定、事業報告の承認、その他本会の運営に関する重要な事項を議決する。また、運営委員会の議決により臨時総会を招集することができる。

2. 総会は正会員をもって構成する。
3. 総会は過半数の正会員の出席をもって成立する。
4. 総会の議事は、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
5. やむを得ない理由のために総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面もしくは相当する手段をもって表決し、または代理人に表決を委任することができる。
6. 前号の手続きを経た正会員は、出席したものとみなす。
7. 総会の議長は、その総会において出席正会員の中から選出する。

(会費)

第十三条 会費は、日本 ALS 協会で定める会費とし、会期の初めに本部へ納入するものとする。

(経理)

第十四条 本会の運営に必要な経費は、日本 ALS 協会本部からの支部助成金、及び本会に寄せられる寄付金、その他による。

(予算)

第十五条 本会の予算は総会の決議により定め、決算は会計監査を経て、総会の承認を受ける。会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2. 日本 ALS 協会へ会計報告を行うものとする。

(会の中立)

第十六条 本会は ALS と共に闘い、歩む者が設立した非営利団体であり、思想・信条はいっさい中立とする。

(加盟)

第十七条 本会は運営委員会の議決を経て、必要と認める団体に加盟することができる。

(規約の変更)

第十八条 本規約の改廃は総会において議決を経るものとする。

ただし、総会まで待てないと支部長が判断した事案は、臨時運営委員会を招集し、次の総会までの期限付規約を制定する。

(委任)

第十九条 本規約に定めるものの他、本会の運営に必要な事項は、運営委員会の議決を経て、支部長が別に定める。

付則

1. この規則は、平成 28 年 10 月 30 日より施行する。